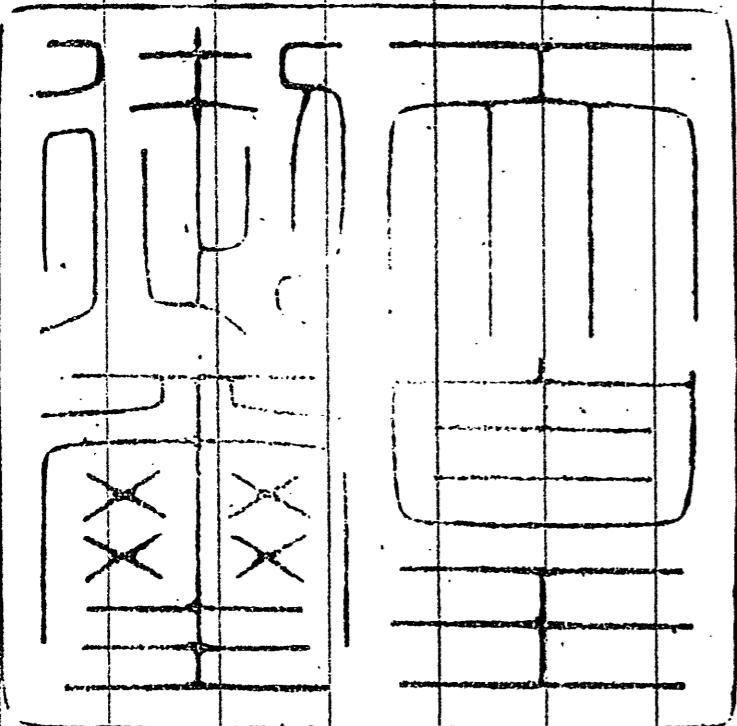


勅令第三百四十三號

朕は権密顧問の諮詢を經て、遞
信省官制を裁可し、ニシテこれを公
布せしめる。

裕仁



五

月

昭和二十一年六月三十九日

内閣總理大臣吉田

俊

勅令第三百四二號

通信省官制

第一條 通信大臣は、郵便、電氣通信、郵便儲蓄、郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金及びこれらに附帶する業務並びに航空保安に関する事務を管理し、年金及び恩給の支給その他の庫金の受入拂渡に関する事務を掌る。

第二條 大臣官房においては、通則に掲げるものの外、所管行政の考査一般に関する事務を掌る。

第三條 通信省に左の七局を置く。

総務局

郵務局

電務局

工務局

電波局

貯金保険局

資材局

第四條 電務局においては、左の事務を掌る。

- 一 所管行政の連絡調整に関すること。
- 二 算算、決算並びに會計及びその監査に関すること。
- 三 従事員の給與、厚生及び養成に関すること。

第五條 電波局においては、郵便及びこれに附帶する業務に関する事務を掌る。

第六條 電務局においては、左の事務を掌る。

- 一 電氣通信及びこれに附帶する業務に関すること。

二 開業電氣通信株式會社に關すること。

第七條 工務局においては、電氣通信施設の建設及び保存に関する事務を掌る。

第八條 電波局においては、左の事務を掌る。

- 一 電波統制に關すること。
- 二 電波技術に關すること。

三 標準電波並びに標準電波施設の建設及び保存に関すること。

四 公衆通信に關するものの境外の無線電氣通信及びこれに附帶する業務に關すること。

五 航空保安に関すること。

第九條 貯金保険局においては、左の事務を掌る。

- 一 郵便電書、郵便貯金及びこれらに附帶する業務に關すること。
- 二 簡易生命保険、郵便年金及びこれらに附帶する業務に關すること。

。

三 年金及び恩給の支給その他の庫金の受入拂波に關すること。

第十條 資材局においては、物品に關する事務を掌る。

第十一條 持有財産及び營繕に關する事務を掌らせるため、通信省に營繕部を置く。

第十二條 通信大臣は、必要と認める所に事務所を置いて、通信省の事務を分掌させることとする。

第十三條 通信省に左の職員を置く。

通信事務官又は通信技官

專任七人

一級

通信事務官

專任一人

一級

專任百四十三人

二級

三級

專任九千八百七十五人

通信技官

專任五人

專任百九十一人

專任七百人

勞總部長

前項の職員の外、通信省に通信手を置く。三級官の待遇とする。

第十四條 勞總部長は、一級の通信技官を以て、これに充てる。通信大臣の命を承けて、部務を掌理する。

第十五條 通信手は、上官の指揮を承けて、事務官は技術に從事する。

第十三條 第二項及び前項に規定するものの外、通信手に關する規程は、通信大臣がこれを定める。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

通信院官制は、これを廢止する。

この勅令施行の際現に内閣所屬の通信官署の職員の職にある者は、

別に命令を發せられないときは、通信事務官は通信事務官に、通信技官は通信技官に、通信教官は通信教官に、通信手は通信手に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この勅令施行の際現に内閣所屬の通信官署の職員で休職中のものは、別に命令を發せられないときは、休職のまま、前項の例により通信部内の職員に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。